

「扶養控除等申告書」へのマイナンバーの記載について

年末に差しかかり、年末調整の時期が近付いてまいりました。今年はマイナンバーの取扱いも本格的に始まっております。

そこで、今回は年末調整の提出書類である「扶養控除等申告書」へのマイナンバーの記載について、国税庁のFAQをもとにご紹介したいと思います。

1. いつからマイナンバーを記載する必要があるか？

平成 28 年 1 月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等(以下「従業員等」という。)のマイナンバーを記載してもらう必要があります。

扶養控除等申告書はその提出期限の属する年の翌年 1 月 10 日の翌日から 7 年間保存する必要があります。

2. マイナンバーの提供を受ける際の本人確認

従業員からマイナンバーの提供を受ける際は、その都度本人確認を実施する必要があります。

ただし、本人確認のうち番号確認については、過去に本人確認を行ったうえでマイナンバーを収集し作成した特定個人情報ファイルを参照することにより実施することもできます。

また、本人確認のうち身元確認については、雇用契約成立時等に番号法や税法で定めるものと同程度の本人確認を行っている場合で、その従業員が明らかに本人であると対面で確認することが出来る場合は、確認書類の提示を受ける必要はありません。

3. 従業員の扶養親族等の本人確認

従業員の扶養親族等の本人確認は給与支払者ではなく従業員自身が行うこととなります。

その場合において、その扶養親族等が明らかに本人であると対面で確認することが出来る場合は、本人確認のうち身元確認については、確認書類の提示を受ける必要はありません。

また、前年以前の扶養控除等申告書の写しを参考に本年分の扶養親族等のマイナンバーを記載する場合などは、従業員は扶養親族等の本人確認を行う必要はありません。

4. マイナンバーの記載が不要となる場合

平成 29 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、その帳簿に記載されている方のマイナンバーの記載を要しないものとされました。

ただし、一定の帳簿は原則的には扶養控除等申告書などの提出を受けて作成されたものに限るとされています。

5. 給与支払者のマイナンバー又は法人番号について

給与支払者のマイナンバー又は法人番号は従業員から提出を受けた後に付記する必要がありますが、税務署から提出を求められるまでは付記しなくても差し支えありません。(提出を求められた場合は、従業員等のマイナンバー等も付記する必要があります。)

給与支払者の法人番号はあらかじめ印字して従業員に交付しても差し支えありませんが、マイナンバーはプレ印字することは出来ません。

マイナンバーの取扱いには上記の他にも重要な情報がたくさんあります。詳しくは国税庁のホームページをご参照ください。